NEWS RELEASE

平成18年5月19日

会 社 名　ニ プ ロ 株 式 会 社
代表者名　代表取締役社長　佐野　實
（コード番号 8086　東証・大証第１部）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月19日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成18年6月29日開催予定の当社第53期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1．変更の理由

会社法（平成17年法律第86号）およびこれに付随する法務省令が平成18年5月1日より施行されたこと等にともない、次のとおり当社定款について所要の変更を行うものです。

（1）会社の機関を明確にするため、第4条(機関)を新設する。
（2）株券を発行する旨を明確にするため、第7条(株券の発行)を新設する。
（3）単元未満株式を有する株主の権利の内容を明確にするため、第12条(単元未満株式についての権利)を新設する。
（4）株主総会参考書類等のインターネット開示によるみなし提供制度を導入するため、第18条(株主総会参考書類等のｲﾝﾀｰﾈｯﾄ開示とみなし提供)を新設する。
（5）株主総会運営の合理化を図るため、第20条(議決権の代理行使)第1項を改める。
（6）取締役会運営の効率化を図るため、第24条(取締役会の招集)第3項を新設する。
（7）取締役会における書面決議の制度を導入するため、第25条(決議方法)第2項を新設する。
（8）監査役会運営の効率化を図るため、第33条(監査役会の招集)第2項を新設する。
（9）その他、会社法にあわせた用語、引用条文の変更、整備を行うとともに、条文の新設、削除に伴い、条数の変更および一部表現の見直しを行う。

2．変更の内容

別紙のとおりであります。

3．変更日程　　平成18年6月29日　第53期定時株主総会開催
　　平成18年6月29日　定款変更の効力発生

以　上

ニプロ株式会社

お問合先　広報担当　ＴＥＬ(０６)６３７５－６７００
　　ＦＡＸ(０６)６３７５－０６６９

〒531-8510　大阪市北区本庄西３丁目９番３号
ホームページ：　http://www.nipro.co.jp/

（変更部分は下線で表示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第　1　章　　総　　則	第　1　章　　総　　則
(商　号)	(商　号)
第1条　当会社は、ニプロ株式会社と称する。 英文では、NIPRO　CORPORATION とする。	第1条　当会社は、ニプロ株式会社と称する。 英文では、NIPRO　CORPORATION とする。
(目　的)	(目　的)
第2条　第1号～第４５号（省　略）	第2条　第1号～第４５号（省　略）
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第3条　当会社は本店を大阪市におく。	第3条　当会社は、本店を大阪市におく。
（新　設）	(機関)
	第4条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。 （1）取締役会 （2）監査役 （3）監査役会 （4）会計監査人
(公告の方法)	(公告方法)
第4条　当会社の公告は電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載してこれを行う。	第5条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
第　2　章　　株　　式	第　2　章　　株　　式
(発行する株式の総数)	(発行可能株式総数)
第5条　当会社の発行する株式の総数は200,000,000株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。	第6条　当会社の発行可能株式総数は、200,000,000株とする。
（新　設）	(株券の発行)
	第7条　当会社は、株式に係る株券を発行する。
(自己株式の取得)	(自己の株式の取得)
第6条　当会社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。	第8条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって同条第１項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。
（１単元の株式の数)	(単元株式数)
第7条　当会社の１単元の株式の数は1,000株とする。	第9条　当会社の単元株式数は、1,000株とする。
(単元未満株券の不発行)	(単元未満株券の不発行)
第8条　当会社は、１単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。	第10条　当会社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。

（変更部分は下線で表示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（単元未満株式の買増し） 第９条　当会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規則の定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて１単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すことを請求することができる。	（単元未満株式の売渡請求） 第11条　当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規則の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
（新　設）	（単元未満株式についての権利） 第12条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 （１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利 （２）会社法第166条第１項の規定による請求をする権利 （３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 （４）前条に定める請求をする権利
（株式取扱規則） 第10条　当会社の株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、質権の登録または信託財産の表示およびその抹消の請求、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券喪失登録、その他の株式に関する手続きならびに手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。	（株式取扱規則） 第13条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
（名義書換代理人） 第11条　当会社は株式につき、名義書換代理人をおく。 ２．名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 ３．当会社の株主名簿および実質株主名簿（以下株主名簿等という。）ならびに株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備えおき、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、質権の登録または信託財産の表示およびその抹消の請求、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券喪失登録、その他の株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。	（株主名簿管理人） 第14条　当会社は、株主名簿管理人をおく。 ２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ３．当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。
（基準日） 第12条　当会社は、毎年３月31日最終の株主名簿等に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）	（削　除）

（変更部分は下線で表示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
をもってその決算期に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。 ２．前項その他本定款に別段の定めがある場合を除くほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告をして基準日を設けることができる。	（削　除）
第　３　章　　株　主　総　会	第　３　章　　株　主　総　会
（招集の時期） 第13条　当会社の定時株主総会は、毎年６月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に招集する。	（招　集） 第15条　当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から３か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。
（新　設）	（定時株主総会の基準日） 第16条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月31日とする。
（招集権者および議長） 第14条　当会社の株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。取締役社長に事故または差し支えあるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。	（招集権者および議長） 第17条　当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。取締役社長に事故または差し支えあるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。
（新　設）	（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第18条　当会社は、株主総会の招集に際し株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
（決議の方法） 第15条　株主総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。 ２．商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもってこれを行う。	（決議の方法） 第19条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ２．会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。
（議決権の代理行使）	（議決権の代理行使）

（変更部分は下線で表示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第16条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。 ２．前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出することを要する。	第20条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。 ２．前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
（議事録） 第17条　株主総会の議事については議事録を作り、議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印してこれを当会社に保存する。	（削　除）
第　４　章　　取締役および取締役会	第　４　章　　取締役および取締役会
（員　数） 第18条　当会社の取締役は20名以内とする。	（員　数） 第21条　当会社の取締役は、20名以内とする。
（選　任） 第19条　取締役は株主総会において選任する。取締役の選任決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもってこれを行う。 ２．取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。	（選　任） 第22条　取締役は、株主総会において選任する。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ２．取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
（任　期） 第20条　取締役の任期は、就任後２年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 ２．補欠として就任した取締役の任期は、退任した取締役の残任期間とする。 ３．増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とする。	（任　期） 第23条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。 ３．増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。
（取締役会の招集） 第21条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し議長となる。取締役社長に事故または差し支えがあるときは取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。 ２．取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	（取締役会の招集） 第24条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し議長となる。取締役社長に事故または差し支えがあるときは取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。 ２．取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
（新　設）	３．取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集

（変更部分は下線で表示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
	の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
（決議方法）	（決議方法）
第22条　取締役会の決議は取締役の過半数の出席を要し、出席取締役の過半数をもってこれを行う。	第25条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（新　設）	2．当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。
（代表取締役および役付取締役）	（代表取締役および役付取締役）
第23条　代表取締役は、取締役会の決議をもってこれを定める。	第26条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
2．取締役会は、その決議をもって取締役社長１名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。	2．取締役会は、その決議によって取締役社長１名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。
（取締役会規則）	（取締役会規則）
第24条　取締役会に関する事項は法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会で定める取締役会規則による。	第27条　取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会で定める取締役会規則による。
（報酬）	（報酬等）
第25条　取締役の報酬および退職慰労金は株主総会においてこれを定める。	第28条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。
（取締役の責任免除）	（取締役の責任免除）
第26条　当会社は、商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第１項第５号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。	第29条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。
第　５　章　　監査役および監査役会	第　５　章　　監査役および監査役会
（員　数）	（員　数）
第27条　当会社の監査役は４名以内とする。	第30条　当会社の監査役は、４名以内とする。
（選　任）	（選　任）
第28条　監査役は株主総会において選任する。監査役の選任決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもってこれを行う。	第31条　監査役は、株主総会において選任する。監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
（任　期）	（任　期）
第29条　監査役の任期は、就任後４年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。	第32条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（変更部分は下線で表示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
2．補欠として就任した監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。	2．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
(監査役会の招集) 第30条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	(監査役会の招集) 第33条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
(新　設)	2．監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。
(決議方法) 第31条　監査役会の決議は法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。	(決議方法) 第34条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
(常勤監査役) 第32条　監査役の互選により常勤監査役を定める。	(常勤の監査役) 第35条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。
(監査役会規則) 第33条　監査役会に関する事項は法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会で定める監査役会規則による。	(監査役会規則) 第36条　監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会で定める監査役会規則による。
(報酬) 第34条　監査役の報酬および退職慰労金は株主総会においてこれを定める。	(報酬等) 第37条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
(監査役の責任免除) 第35条　当会社は、商法第280条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。	(監査役の責任免除) 第38条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。
第　６　章　　計　　算	第　６　章　　計　　算
(営業年度) 第36条　当会社の営業年度は毎年４月１日から翌年３月31日までとする。	(事業年度) 第39条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。
(利益配当金) 第37条　利益配当金は毎年３月31日現在における最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。	(剰余金の配当) 第40条　当会社は、毎年３月31日現在の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行う。
(中間配当金) 第38条　当会社は取締役会の決議によって毎年９月30日現在の	(中間配当) 第41条　当会社は、取締役会の決議によって毎年９月30日現在

（変更部分は下線で表示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。	の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。
（配当金等の除斥期間） 第39条　株主が利益配当金または中間配当金を支払開始の日から満３年以内に受領しないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。	（配当金の除斥期間等） 第42条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。
（新　設）	２．前項の金銭には、利息を付けないものとする。
（未払配当金） 第40条　未払いの利益配当金および中間配当金に対しては、利息をつけないものとする。	（削　除）

以　上